

大津市議会情報セキュリティ ポリシーの策定について

令和8年3月24日 議会運営委員会

策定の目的

近年は、国・地方公共団体・民間企業・住民の間のネットワークを通じた相互接続が進展しています。ひとつの情報セキュリティ対策の不備や不適切なシステム利用が他の情報セキュリティの重大な脅威となり、その安全性や信頼性に影響を与える蓋然性が高くなっています。

今般、令和6年の地方自治法の改正により、地方公共団体等におけるサーバーセキュリティを確保するための方針等に係る規定については、令和8年4月1日に施行することとされました。(地方自治法第246条の6)

本改正においては、普通地方公共団体の議会についても、サイバーセキュリティを確保するための方針を定め、これに基づく必要な措置を講じなければならないものとされていることから、令和8年度の施行に向けて大津市議会セキュリティポリシーを策定するものです。

本議会における情報セキュリティ

(1) 情報セキュリティの考え方

本議会では、特に住民の個人情報や企業の経営情報等の重要情報は保有していない。また、独自の情報システムやネットワークは持っていない。

しかし、議会運営のために市のネットワークシステムや委託業者のサーバーを利用して、データの送受信などもおこなっていることから、情報セキュリティの対策は必要不可欠なものとなっている。

また、議員の個人情報や請願・意見書などを通じて住民情報なども保有していることから、保有個人情報の漏洩や滅失、毀損防止などの安全管理対策を適切に講じていく必要があります。

本議会における情報セキュリティ

(2) 情報セキュリティポリシーの構成

①基本方針

情報セキュリティポリシーの基本的な考え方を定めたもの

- 1 目的
- 2 定義
- 3 対象とする脅威
- 4 適用範囲
- 5 議員及び議会局職員等の遵守義務
- 6 情報セキュリティ対策
- 7 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施
- 8 情報セキュリティポリシーの見直し
- 9 情報セキュリティポリシー対策基準の策定
- 10 情報セキュリティ実施手順の策定
- 11 その他

本議会における情報セキュリティ

(2) 情報セキュリティポリシーの構成

②対策基準

基本方針に基づいて共通の情報セキュリティ対策の基準を定めたもの

- 1 組織体制
- 2 情報資産の分類と管理
- 3 情報システム全体の強靱性の向上
- 4 物理的セキュリティ
- 5 人的セキュリティ
- 6 技術的セキュリティ
- 7 運用
- 8 業務委託と外部サービス(クラウドサービス)の利用
- 9 評価・見直し

本議会における情報セキュリティ

(3) 情報セキュリティポリシーにおける対象

①対象とする人

○議員 ○議会局職員 ○一部の執行部職員

②対象とする情報資産

○議員関連の個人情報 ○請願、要望等に関連する住民情報 ○その他

③対象とするネットワークシステム

○インターネット接続用無線機器 ○議会局のパソコン、タブレット ○USBメモリー ○その他

④対象とするソフトウェア、SNS、アプリ等

○サイボウズ ○チームス ○モアノート ○YouTube ○Facebook ○電子メール

本議会における情報セキュリティ

(3) 情報セキュリティポリシーにおける対象

⑤ 想定する脅威

- 議会ホームページへの不正アクセス、サイバー攻撃、破壊・改ざん・消去
- 職員等による情報資産の普段持ち去り、改ざん、漏洩、紛失
- 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- 大規模、広範囲の疾病による要因不足に伴うシステム運用機能不全
- 業務委託先による過失

本議会における情報セキュリティ

(4) 情報セキュリティの管理プロセス

①策定及び導入

方針の策定及び導入にあたり、本議会における組織体制を確立し、その組織体制の下で方針を策定し、正式に決定します。

②組織体制

- | | |
|------------------------|----------------|
| (1)最高情報統括責任者(CIO) | …… 議長 |
| (2)副最高情報統括責任者(副CIO) | …… 副議長 |
| (3)最高情報セキュリティ責任者(CISO) | …… 局長 |
| (4)情報セキュリティ責任者 | …… 次長 |
| (5)情報セキュリティ管理者 | …… 議会総務課長、議事課長 |
| (6)情報セキュリティ担当者 | …… 担当 |
| (7)情報システム担当者 | …… 担当 |

③方針の決定

最高情報統括責任者(CIO)である議長の決裁により正式に決定する

本議会における情報セキュリティ

(4) 情報セキュリティの管理プロセス

④ 監査

情報セキュリティ責任者は、被監査部門から独立した者にネットワーク及び情報システム等の情報資産における情報セキュリティ対策状況の監査を依頼する。

⑤ 自己点検

情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ管理者と連携して、情報セキュリティ対策状況について自己点検を行う。

職員は、自己点検の結果に基づいて改善を図る。

⑥ 方針の見直し

監査及び自己点検の結果並びに情報セキュリティに関する状況の変化等を踏まえて、必要に応じて見直しを図る。

今後のスケジュール

